七　令第二十一条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
八　令第二十一条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
九　令第二十一条第四項の表第七号のガス製造事業者以外のガス製造事業者	（略）	（略）
十　令第二十一条第四項の表第七号のガス製造事業者	（略）	（略）
十一　（略）	（略）	（略）
十二　令第二十一条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十三　令第二十一条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十四　令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）
十五　令第二十一条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）

七　令第二十条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者以外の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
八　令第二十条第四項の表第七号の特定ガス導管事業者	（略）	（略）
九　令第二十条第四項の表第七号のガス製造事業者以外のガス製造事業者	（略）	（略）
十　令第二十条第四項の表第七号のガス製造事業者	（略）	（略）
十一　（略）	（略）	（略）
十二　令第二十条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者以外のガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十三　令第二十条第四項の表第一号に規定するガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者を除く。）	（略）	（略）
十四　令第二十条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）
十五　令第二十条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	（略）	（略）